

社 労 連 第 274 号
令和 3 年 5 月 14 日

都道府県社会保険労務士会会長 殿

全国社会保険労務士会連合会
会 長 大 野 実
(公 印 省 略)

厚生労働省設置の雇用調整助成金、緊急雇用安定助成金及び産業雇用安定助成金社労士専用コールセンター電話番号の変更について

謹啓 平素は当連合会の事業運営に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件につきましては、令和 2 年 5 月 15 日付社労連第 263 号「厚生労働省設置の雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金社労士専用コールセンターについて」において、貴会会員の皆様への周知及びご活用をお願い申し上げたところ です。

今般、令和 3 年 5 月 17 日（月）から当該コールセンターの電話番号が下記のとおり変更することとなりました。

つきましては、貴職におかれましては業務ご多端の折誠に恐縮ではございますが、下記につきまして、貴会会員の皆様への周知方ご協力を賜りますとともに、当該コールセンターの更なるご活用を賜りますようお願い申し上げます。

なお、相談日時等のその他の事項に変更はありませんことを申し添えます。

謹 白

記

<実施概要>

- (1) 名 称：厚生労働省設置の雇用調整助成金、緊急雇用安定助成金及び産業雇用安定助成金社労士専用コールセンター
- (2) 期 間：当面の間（平日のみ）
- (3) 受付時間：10：00～12：00、13：00～16：00
※12:00～13:00 は電話が繋がりませんのでご注意ください。
- (4) 電話番号：変更後：03－6273－3840
変更前：03－6627－2120

以 上

(担当：業務部企画・広報課 企画係)

雇用調整助成金、緊急雇用安定助成金及び 産業雇用安定助成金 社労士専用コールセンター

新型コロナウイルスの感染拡大により、雇用調整助成金等コールセンター、ハローワーク等の機関に対して社労士から、雇用調整助成金、緊急雇用安定助成金及び産業雇用安定助成金に係る専門的かつ詳細な質問・問い合わせが寄せられております。

この状況を踏まえ、厚生労働省において雇用調整助成金、緊急雇用安定助成金及び産業雇用安定助成金に関する社労士からの専門的・詳細な内容の問い合わせに対応することにより、事業主への迅速な支給決定につなげるための専用の問い合わせ窓口が設置されました。（※産業雇用安定助成金に関する内容は、令和3年4月1日から受付開始）

- 期 間：当面の間（平日のみ）
- 内 容：雇用調整助成金、緊急雇用安定助成金及び産業雇用安定助成金の計画届、支給申請に係る支援として、
 - ①実施計画書、支給申請書などへの記入事項の具体的な書き方、
 - ②実施計画書や支給申請書の提出にあたって、必要となる添付書類に関する事項、
 - ③労働基準法、労働契約法など労働関係法規に係る内容、
 - ④その他申請手続きに必要な事項、これらの事項に係る電話相談
- そ の 他：社労士からの問い合わせに厚生労働省から委任を受けた「社労士相談員」が対応します。
助成金支給に関する行政判断、取扱い等についての回答を求める事が可能です。

相談日時

月曜日から金曜日 10:00～12:00、13:00～16:00

※12:00～13:00は電話がつながりませんのでご注意ください。（祝・祭日を除く）

03-6273-3840

※5月17日（月）から電話番号が上記に変更となりました。